

兵庫県公報

平成26年12月26日 金曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

教育委員会規則	ページ
○ 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

- 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第14号）
へき地手当の対象となる共同調理場の統廃合に伴い、所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年12月26日

兵庫県教育委員会
委員長 高崎 正弘

兵庫県教育委員会規則第14号

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表準へき地学校の款養父市の目中「大屋学校給食センター」を削り、同表美方郡新温泉町の目中「温泉学校給食センター」を削り、同表特別な地域に所在する学校の款養父市の目中「関宮学校給食センター」を削る。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。